

お客様各位

大雪にかかる災害に対する金融上の措置についてのご案内

この度の大雪により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。

大雪にかかる災害により災害救助法が適用された市町村の被害者に対し、状況に応じ下記のとおり対応を行っておりますので、お知らせいたします。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合であっても預金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑がない場合は、預金者であることを確認して拇印にて対応いたします。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。また、これを担保にしたご融資にも対応いたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議の上対応いたします。
5. 災害時の手形・小切手について、不渡処分については配慮いたします。また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
6. 汚れた紙幣および破損した紙幣の引き換えに対応いたします。
7. 国債を紛失した場合の相談に応じております。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化および貸出金の返済猶予等、災害被害者の便宜を考慮した取扱いを行っております。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の効果等の説明を含め、利用に係る相談に応じます。
10. 罹災証明書を求めている手続きでも、交付状況等を勘案し、他の手段により被災状況を確認する等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いを行っております。
11. 休日営業または平常時間外の営業について配慮いたします。

※ その他、詳しくは当金庫窓口および渉外担当者へおたずねください。

災害救助法適用市町村

・長岡市 ・小千谷市 ・十日町市 ・魚沼市 ・阿賀町

